

## 被災地障害者センターくまもと・JDF熊本支援センター

共同代表 松永 朗（熊本障害フォーラム代表）

共同代表 倉田哲也（くまもと障害者労働センター）

住所 熊本市東区長嶺西2-6-11

電話番号 096-234-7728

ファックス 096-234-7729（24時間受付）

メールアドレス hisaitikumamoto@gmail.com

ホームページ <http://hisaitikumamoto.jimdo.com/>

### ■ 事務局体制

事務局長（1名）次長（1名）事務局員（5名前後）

他県からの派遣支援者 少ないときには4人、多いときには約20人

独自車両（4台、追加予定）

熊本地震の発生を受け、地元の身体（視覚、聴覚、肢体不自由）、知的、精神の障害に関連する障害者団体、障害福祉サービスを提供する社会福祉法人などの事業者が幅広く集まった熊本障害フォーラムをベースにして、夢かぜ基金や日本障害フォーラム（JDF）の支援を受けて立ち上げた障害者支援に特化した団体。

### センター設立の経緯

#### ■ 前震 2016（平成28）年4月14日

本震 2016（平成28）年4月16日

#### ■ 設立準備会 2016（平成28）年4月18日

熊本障害フォーラムの参加団体に呼びかけるとともに、地元の20名ほどの障害者個人・団体が集合。阪神淡路大震災における障害者支援の経験を元に立ち上げられた災害時の障害者支援のためのファンドである「夢かぜ基金」理事の八幡隆司氏の説明を受け、熊本地震により被災した障害者を支援するため、関連諸団体が結集する支援組織設立に向けた協議を行う。

#### ■ 設立総会 2016（平成28）年4月20日

被災地障害者センター設立について出席団体から合意を得て、組織、活動内容などの方向性を定める。「被災地障害者センターくまもと」設立を決定。代表に倉田哲也氏（くまもと障害者労働センター代表）、事務局長に東俊裕氏（熊本学園大学教授、弁護士）を選任した。

#### ■ 全体会 2016（平成28）年4月22日

## 各団体の被災状況、活動状況の共有

- JDFとの懇談会 2016（平成28）年4月25日  
日本障害フォーラムから幹事会議長の藤井さんらが来熊。  
熊本県身体障害者福祉団体連合会をはじめとする地元障害者団体が立ち上げた当センターとJDFの全国的支援を一体的に行っていくことが確認。  
これらの確認後、正式名称を「被災地障害者センターくまもと・JDF熊本支援センター」とし、共同代表に熊本障害フォーラムの代表で、熊本県ろう者福祉協会の松永朗氏に共同代表に加わってもらう。
- 以後、悲鳴を上げている通所施設への介護者派遣など、個別支援を開始しながら、事務所の借り上げ、移動用車両の確保、事務・通信機能の整備、当センターの周知やSOSの連絡先を記載したチラシの作成、義援金受け入れ口座の開設など、本格開始に向けて様々、準備に追われる。
- 公式発表 2016（平成28）年5月1日  
当センターの設立を行政にも正式に通知し、障害者のSOSの連絡先のチラシなどの配布を始め、以後、調査活動、SOSへの個別支援を本格的に開始。

## 発災直後の障害者が置かれる状況の想定

### 1、障害者にとって避難所が避難所たり得ない現実

東日本大震災の経験から、熊本地震の場合も、障害者は避難所で避難生活を送ることがきわめて困難な状況に置かれ、避難所を出る人や避難所にいても必要なサービスもなく孤立した状態に置かれる想定。

### 2、災害時における障害者と社会資源との関わりとの関係での分類

- 1) 入所、入院している障害者
  - ・この場合、入所施設や病院側の対応が可能。
  - ・施設被害、スタッフ不足、物資不足は、施設間のネットワークによる相互支援が迅速に行われる可能性が強い。
- 2) 通所、通院している障害者
  - ・この場合、通所施設や病院による安否確認や必要な個別支援への対応が一応可能。
  - ・通所の施設が避難所としての機能を果たす場合もある。
  - ・しかし、1)と異なり、災害時に施設や病院にいなかった場合、その通所施設や病院の力量しだいでは、安否確認やその後の必要な個別支援に対応できないところも存在。
- 3) 在宅で生活しているが、居宅介護などの在宅福祉サービスを受けている障害者
  - ・この場合、在宅の福祉サービスを提供する事業所により、日頃の居住地は確認できる。

- ・しかし、利用者が避難所にいる場合など、連絡が取れない可能性も大きい。
- ・確認が取れれば、安否確認や必要な個別支援への対応が一応可であるが、個別ニーズに対応できるだけの対応能力が被災によって打撃を受けている場合も多い。

#### 4) 在宅で生活しているが、障害福祉サービスを受けていない障害者

- ・これらの障害者は、普段は福祉サービスを受けることなく日常生活、社会生活ができる人であるか、または、本来であれば福祉サービスを必要としているが、サービス受給にまでは至っていない人である。
- ・しかし、ひとたび災害が起きると支援なくして生活できない状態に陥る人が多い。
- ・この場合、支援する側の積極的なアプローチがなければ、安否確認や必要な個別支援へなど、何もなされまま放置される可能性が強い。

#### 5) 障害者団体などの会員登録している障害者

- ・上記、1) から 4) の分類とは別に、1) から 4) の障害者の中で、障害者団体の会員である場合もある。
- ・会員登録している障害者については、障害者団体による安否確認や必要な個別支援への対応が一応可能である。
- ・しかし、障害者団体の組織率は高くはなく、会員名簿が不十分であったり、組織として安否確認や必要な個別支援への対応ができないところも多い。

### 3、障害者に関する3種のデータと安否確認・状況把握

#### 1) 障害者手帳の台帳

- ・手帳を所持しない人もいるので、すべての障害者を網羅したものではないが、公的データとしては最も広くカバーしている。
- ・しかし、住居移転の際にデータが更新されているか、携帯電話なども記載されているのか、手帳更新のない身体障害などについては、古いデータのままである可能性も高い。

#### 2) 障害福祉サービスの受給者台帳

- ・障害者総合福祉法などの福祉サービスの受給者に関するデータであり、データとしては、1) より範囲は狭いが、災害直近の障害の状況、受給しているサービスの内容、連絡先など、より詳しい情報が集約されている。

#### 3) 災害時要援護者名簿の中の障害者に関するデータ

- ・市町村によっては未だ策定されていない可能性もある。登録名簿の数も名簿作成時点での周知の仕方で大きく違うのではないかと想定される。

#### 4) 安否確認と状況把握

- ・災害時にほぼ確実に安否確認・状況把握がなされる障害者から、全く連絡の取れない障害者まで存在する。
- ・入所から在宅までの福祉サービスのつながっている障害者は障害者全体の中で、おおざっぱに言って3分の1、もしくは4分の1程度であると思われる。
- ・従って、福祉的支援の網の目から漏れる障害者の安否確認と状況把握には、障害者手帳台帳の開示とそれに基づく迅速で十分な調査のための調査体制の構築が必要不可欠である。

- しかし、行政だけでこれを行える能力はないため、行政と障害関連団体との連携した調査を行うほかに方法はないが、情報公開のあり方として、どういった開示がなされ、どういった団体によって、どれだけ体制でなされるのか、行政による事前の想定があったとは思えない中で、どう具体化するのか、大きな課題となると思われる（以後、動きが出ている）。

### **センターの初動方針**

以上の想定を元に、当センターのきわめて初期の活動方針としては、

#### **1、障害者の被災状況の全体把握**

安否確認・状況把握を念頭に、①避難所、②入所・通所施設を中心とした調査を行い、障害者の被災状況、避難状況の全体的把握を行う。

#### **2、SOS等のチラシの配布**

当センターの存在（別紙1）とSOSの連絡先を記載したチラシ（別紙1）を①行政関係機関、②行政関係機関、③社会福祉協議会、④ボランティアセンター、⑤避難所、⑥障害関連の事業所、⑦災害支援の様々なNPOなどに大量に配布する。

#### **3、個別支援**

SOSチラシ、ホームページ、フェイスブック、NHKのテロップなどによって、当センターにお寄せいただいた個別相談に対して、電話または面談の上、制度的に用意されている障害福祉サービスの枠にはまらない非定型的な支援も含めて具体的個別的な支援に当たる。

### **これまでの活動（広報周知）**

- 被災市町村の役所、社会福祉協議会、通所事業所についてはほぼ全域訪問済み。
- 避難所については、熊本市内については概ね訪問済み。その他の被災市町村についてはまだ本格的には避難所回りを実施していない。

### **これまでのSOSと支援の内容**

SOSチラシ、ホームページ、フェイスブック、NHKのテロップなどを通じてSOSが上がっている。

当センターの立ち上げ直後からのSOSもあるが、チラシ配布を開始した5月2日からの1週間分を合わせると約50件のSOSがあった。

#### **主な被災障害者への対応例**

- 通所事業所が避難所状態になっているが、夜間の見守り態勢・介護体制がない  
→ 当センターから介護の専門職を複数派遣、24時間体制を組む。
- 避難所にいる障害者の夜間の見守りがない。  
→ 当センターから介護できる支援者を複数派遣、夜間の支援に入る。
- 発達障害の親から、雨漏りして困っている。  
→ ブルーシート張り専門のボランティア団体につなぐ
- 身体障害者、視覚障害者、精神障害者から家の片付けをしてほしい。

- 実際に家を訪問し、片付ける。
- 家の片付けをしたいが、障害を持つ子どもから目を離せないので、かたづける間子供を見てほしい。
- 避難所に出向き、障害児やその兄弟の見守り介護を実施。
- 屋根の上の温水器が落ちかけている。メーカーもわからず、どこへ電話してよいかわからない。
- 現地へ行き確認する。メーカーがわかったので、メーカーで対応してもらう。
- その他、精神障害、自閉症、など、避難所ないしは被災を受けた自宅から、孤立して精神的に参っている叫び声ともいえる相談
- ゆったりとした面談などを通して本人の不安を取り除供養に対応したり、精神病院へ行く手段を提供したりするなどの支援を提供
- 家を探してほしい、罹災証明などの手続きがわからない、避難生活をする上での不安などは多数電話がある。
- 民間賃貸借のみなし仮設住宅制度など、公的支援に関する一般的な情報提供することはできるが、当面具体的な解決策は当面はない。

## 現時点での課題

### 1、障害者の被災状況の調査

熊本市

- ・要援護者名簿 熊本市の視覚障害者団体（確認済み）とろう者福祉協会（未確認情報）には交付済み
- ・手帳台帳（2万人分）からサービス受給者（6000人分）を引き、65歳以上を控除した約9000人分を日本相談支援専門員協会（NSK）と相談支援事業者に開示し、調査を開始。
- ・現在東区で約1000名くらいの調査が終了し、9日からは、南区に入る予定とのこと、南区の調査は、日本相談支援専門員協会（NSK）と相談支援事業所に加えJDF（毎日12人体制）も参加した形で、継続する予定のこと。

益城町

- ・熊本市と同じく、日本相談支援専門員協会（NSK）が中心になって調査が進むようだが、JDFも参加予定。

### 2、調査で判明した要支援事例に対する非定型的支援サービス

- ・調査で判明したニーズに対する対応は、制度的に用意された支援ですむものは、基本的には相談支援事業者の方で公的支援につなげることができるが、それを超えた非定型的な支援については、当センターで受けることになる。
- ・それらの調査によって浮かび上がるニーズをどうこのセンターに結びつけるのか、それが課題

### 3、住居（安心できる空間）の確保

- ・家探しについては今後援助依頼が増えてくるものと思われる。
- ・同行して家探しをし、バリアフリーチェックをする。住宅改修の相談にのるなど。

- ・県外避難してもよい人の希望を募り、県外で受け入れてくれる団体とのマッチングが必要。
- ・車中泊対応をどうするかが課題。
- ・避難所生活が長引いているので、そのことを解消するプログラムも必要。
- ・（温泉ツアーやバーベキュー大会など）
- ・精神の人などが気軽に集まれる交流場所なども必要か？

## 今後の課題

- 1、集約された避難所または従来の避難所に避難している障害者への配慮と個別調整ができる専門職の広域的派遣体制の構築
- 2、支援につながっていない障害者の発見
- 3、被災障害者への継続的支援への公的支援体制
- 4、バリアフリーな民間住宅の確保
- 5、バリアフリーな仮設住宅の建設

## 参照

高齢化率 2010年

全国平均 23.00%

熊本県 25.70%

熊本市 21.10%

益城町 23.50%

御船町 27.70%

甲佐町 33.20%

西原村 25.10%

阿蘇市 31.90%

南阿蘇村 30.60%

出典 <http://jmap.jp/cities/detail/pref/43> 日本医師会 地域医療情報システム